

所属国会議員 各位

mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と 被害者全面救済を求める請願

【本請願の目的】

私どもは、現行の予防接種健康被害救済制度の枠組みでは救済が十分に追いついていない mRNA ワクチン接種後健康被害の深刻な実態を鑑み、被害者の全面救済の実現を求め、以下の3点について国会請願の準備を進めております。

また、本請願は、日本国憲法第13条に保障された「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」、ならびに第25条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を踏まえ、国が社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めるべき憲法上の責務を誠実に履行することを求めるものです。

1. mRNA ワクチン接種後の健康被害(遷延症状を含む)に関する、全国規模の科学的・臨床的な実態調査の実施
2. 被害者救済制度の対象範囲拡大、および認定・救済プロセスの迅速化・適正化
3. 医療難民化している被害者に対する、専門的医療提供体制の確立と医療費等の支援拡充

拝啓

先生方におかれましては、国民の命と暮らしを守るため、日々国政の最前線でご尽力されておりますことに、深く敬意を表します。

私どもは地域医療に従事するとともに、一般社団法人ワクチン問題研究会において研究活動に取り組んでおります、医師の児玉慎一郎、藤沢明德と申します。

日々、診療の現場で患者さんと向き合う医師として、私どもは mRNA ワクチン接種後に遷延する症状に苦しむ患者さんへ適切な医療を届けるべく、日常診療のかたわら被害者救済に向けた研究活動を続けております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防を目的として、2021年2月14日に特例承認された Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤(以下「mRNA ワクチン」)は、国策として全国的に接種が推進され、国民の80%以上が少なくとも2回以上接種を受け、65歳以上の高齢者については約80%が4回以上接種を受けたとされています。

その一方で、mRNA ワクチン接種後に重篤な健康被害を訴える事例が相次いで報告されており、予防接種後副反応疑い報告制度に基づく医療機関からの自発報告件数は総数67,000件以上(2026年2月20日厚生労働大臣記者会見発言)、2024年8月4日時点で、厚生労働省に医療機関から自発報告された副反応

疑い報告のうち、重篤症例は 9,325 件以上、死亡症例は 2,314 件(2025 年 12 月 31 日報告分)に達しています。しかしながら、なぜか 2024 年 8 月 4 日報告分以降の総数と重篤症例数については、厚生労働省ホームページ上で正確な集計状況を把握することが極めて困難となっております。

さらに、2026 年 6 月 18 日時点における予防接種健康被害救済制度の認定件数は 9,483 件、うち死亡認定は 1,073 件に達しており、これは過去 45 年間の国内全ワクチン被害認定件数と比較しても前例のない極めて異例の規模となっております。

一方では、障害年金については、1,135 件の申請のうち、223 件の認定にとどまっており、多くの患者さんたちが未だ十分な救済に至っていない深刻な実態があります。

実際の診療現場では、mRNA ワクチン接種後に就労不能や寝たきりとなるなど、年齢を問わず日常生活に重大な支障をきたし、長期療養を余儀なくされている重篤な患者さんが現在も継続的に受診されています。こうした現実を前に、患者さんの救済と社会的認知の必要性を強く感じております。

学校にも行けない、中学生や高校生、大学生がどれほどいることか。医師・看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者は、ワクチン接種開始当初からほとんど強制的にワクチンを接種され、副作用に見舞われて、その後ほとんど仕事ができなくなり、職を離れた人がどれほどいることか。

また、国家公務員である自衛官の方々の中にも、職域接種後に健康被害を受け、退職を余儀なくされた事例があることを私どもは把握しております。

国民の生命と安全を守る勤務に従事してきた方々が、このような理不尽な状況に置かれている現実に対し、私どもは診療の現場で日々向き合いながら、心で泣かずにいられません。

私どもは診療の現場で、その苦しみと無念に日々直面しております。

被害届の提出すら困難な患者さんや、医療機関からの自発報告から漏れている症例も多数存在しているはずで、現在公表されている数字は、被害の全体像の一部にすぎず、氷山の一角である可能性が否定できません。

日常診療研究から明らかになったことは、コロナ後遺症とワクチン接種後症候群(ICH による薬品副作用に関する国際用語集 MedDRA による)には、慢性疲労、認知機能障害、循環器症状、自律神経症状など臨床的に共通する病態が数多く認められており、「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME/CFS)」の国際診断基準に適合する患者さんがあまりにもたくさんおられ、診療現場において両者の鑑別や診断は極めて重要な課題となっております。

特に、国民の大多数が複数回の mRNA ワクチン接種を受けている現状を踏まえますと、いわゆる「コロナ後遺症」と診断されている症例の中にも、ワクチン接種後の影響が関与している可能性について、慎重かつ継続的な検証が必要であると考えております。

私どもは、「mRNA ワクチン接種後の重篤症例の被害者全面救済」を求める全国署名活動を現在展開して

おり、本日 2026 年 6 月 22 日時点で 24,000 筆を超える署名が寄せられており、mRNA ワクチン接種後の被害者救済を求める国民の賛同は広がっています。

とりわけ深刻な問題は、mRNA ワクチン接種後の健康被害や副反応に関する現実が、現在に至るまで社会全体、とりわけマスメディアを通じて十分に共有・報道されていない点にあります。

本来、あらゆる医薬品には副作用が存在し得る以上、その実態を正確に把握し、患者・医療従事者・行政・政治家・報道機関が共通認識として冷静に向き合うことは、医療の大前提であるはずですが。副作用情報が適切に共有されなければ、現場の医師も適切な対応が困難となり、結果として患者さんは「理解されない」「診てもらえない」状況に置かれ、医療難民化してしまいます。

私どもは日々の診療現場で、そのような患者さんやご家族と向き合っておりますが、現実には起きているのは、「存在しないこと」にされ、声を上げて社会から切り離されていくという極めて深刻な状況です。

しかしながら、検証のみでは、現在苦しんでいる患者さんやご遺族を救うことはできません。実態解明と並行して、被害者に対する救済制度の拡充、診療体制の整備、医療費等の支援拡充を進める必要があります。

そこで現在、私どもワクチン問題研究会は、mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済を求める国会請願の準備をしております。

つきましては、本会期中の請願提出に向け、貴党所属の衆議院・参議院議員の中で請願の紹介議員をお引き受けいただける先生をご紹介いただけますと幸甚に存じます。

また、本問題を超党派で取り組むべき国家的課題としてご認識いただき、mRNA ワクチン接種後健康被害の実態解明と被害者全面救済の実現に向けてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

本件は、単なる政治課題ではなく、現在進行形で苦しんでいる国民の命と生活に直結する問題であることから、ぜひ国民に対し、現状と今後の対応方針について誠実にご説明いただきたく、下記お問い合わせ事項につきましてご教示賜れますと幸甚に存じます。

【お問い合わせ事項】

1. 当研究会が準備しております「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済」に関する請願について、ご協力いただけるか
2. 本国会において、「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済」に関連する法案提出をご検討されているか
3. 現在増加している予防接種健康被害救済制度の認定件数や、ワクチン接種後の遷延症状を抱える重篤な患者さんの実態を踏まえ、今後どのような救済制度拡充をご検討されているか

改めまして、今なお、mRNA ワクチン接種後の健康被害に苦しみ、人生を大きく変えられてしまった患者さんやご遺族が数多く存在しております。

私どもは、診療の現場でその現実に日々向き合っており、現行制度だけでは救えない方々が確かにおられることを痛感しております。

ワクチン接種後に突然健康が奪われ、日常生活を破壊され、理不尽な闘病生活を余儀なくされている数知れない被害者の方々の救済を、そしてそれらの患者さんに向き合う医療者にこの国に希望があることをぜひ示していただきたい。

その切なる願いを込め、伏してお願い申し上げます。

なお、本国会での請願提出を目指しております関係上、可能でしたら1週間後の6月29日(月)までにご回答をいただけますと幸甚に存じます。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

2026年6月22日

医療法人社団それいゆ会 理事長
一般社団法人ワクチン問題研究会 業務執行理事
医師 児玉 慎一郎

医療法人社団 心 理事長
一般社団法人ワクチン問題研究会 業務執行理事
医師 藤沢 明德

参政党
所属国会議員 各位

mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と 被害者全面救済を求める請願

【本請願の目的】

私どもは、現行の予防接種健康被害救済制度の枠組みでは救済が十分に追いついていない mRNA ワクチン接種後健康被害の深刻な実態を鑑み、被害者の全面救済の実現を求め、以下の3点について国会請願の準備を進めております。

また、本請願は、日本国憲法第13条に保障された「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」、ならびに第25条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を踏まえ、国が社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めるべき憲法上の責務を誠実に履行することを求めるものです。

1. mRNA ワクチン接種後の健康被害(遷延症状を含む)に関する、全国規模の科学的・臨床的な実態調査の実施
2. 被害者救済制度の対象範囲拡大、および認定・救済プロセスの迅速化・適正化
3. 医療難民化している被害者に対する、専門的医療提供体制の確立と医療費等の支援拡充

拝啓

参政党の先生方におかれましては、国民の命と暮らしを守るため、日々国政の最前線でご尽力されておりますことに、深く敬意を表します。

私どもは地域医療に従事するとともに、一般社団法人ワクチン問題研究会において研究活動に取り組んでおります、医師の児玉慎一郎、藤沢明德と申します。

日々、診療の現場で患者さんと向き合う医師として、貴党が2025年12月9日、第219回国会(臨時会)において参議院へ提出された「新型コロナウイルス感染症対策及び mRNA ワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案」(通称:新型コロナ・mRNA ワクチン検証委員会設置法)は、私ども医療現場に身を置く者にとって、極めて重要な法案であると受け止めております。

同法案は、内閣の下に独立した第三者機関としての検証委員会を設置し、新型コロナ感染症対策の必要性、mRNA ワクチン政策の有効性・安全性評価、健康被害に関して政府が講じた施策等について、政治的立場を超えて客観的かつ科学的な検証を行い、その結果を国会へ報告することを目的とするものであり、私どもはその取り組みに深く敬意を表しております。

新型コロナ感染症対策および mRNA ワクチン政策については、その有効性のみならず、安全性や健康被害の実態、さらには政策決定過程を含めた総合的な検証を行い、将来の公衆衛生政策や mRNA ワクチンに関する政策等の在り方の教訓を残すことは極めて重要であると考えております。

とりわけ、私どもが日々診療する現場では、mRNA ワクチン接種後に遷延する症状や重篤な健康被害に苦しむ患者さんが現在も多く存在しており、適切な医療を届けるべく、日常診療のかたわら被害者救済に向けた研究活動に取り組んでおりますが、実態解明と被害者救済の必要性を、日々強く感じております。また、真の問題解決のためには「実態の検証」と「被害者救済」の双方が不可欠であり、検証なき救済は根本解決に至らず、また救済なき検証は現在苦しむ患者さんを置き去りにしてしまうことを、私どもは日々の診療の中で深く痛感しております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防を目的として、2021 年 2 月 14 日に特例承認された Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤(以下「mRNA ワクチン」)は、国策として全国的に接種が推進され、国民の 80%以上が少なくとも 2 回以上接種を受け、65 歳以上の高齢者については約 80%が 4 回以上接種を受けたとされています。

その一方で、mRNA ワクチン接種後に重篤な健康被害を訴える事例が相次いで報告されており、予防接種後副反応疑い報告制度に基づく医療機関からの自発報告件数は総数 67,000 件以上(2026 年 2 月 20 日厚生労働大臣記者会見発言)、2024 年 8 月 4 日時点で、厚生労働省に医療機関から自発報告された副反応疑い報告のうち、重篤症例は 9,325 件以上、死亡症例は 2,314 件(2025 年 12 月 31 日報告分)に達しています。しかしながら、なぜか同日以降の重篤症例数については、厚生労働省ホームページ上で正確な集計状況を把握することが極めて困難となっております。

さらに、2026 年 6 月 18 日時点における予防接種健康被害救済制度の認定件数は 9,483 件、うち死亡認定は 1,073 件に達しており、これは過去 45 年間の国内全ワクチン被害認定件数と比較しても前例のない極めて異例の規模となっております。これは、我が国の予防接種行政の歴史においても類を見ない規模であり、歴史的な検証と真摯な実態把握が求められる状況であると考えております。

一方では、障害年金については、1,135 件の申請のうち、223 件の認定にとどまっており、多くの患者さんたちが未だ十分な救済に至っていない深刻な実態があります。

実際の診療現場では、mRNA ワクチン接種後に就労不能や寝たきりとなるなど、年齢を問わず日常生活に重大な支障をきたし、長期療養を余儀なくされている重篤な患者さんが現在も継続的に受診されています。

学校にも行けない、中学生や高校生、大学生がどれほどいることか。医師・看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者は、ワクチン接種開始当初からほとんど強制的にワクチンを接種され、副作用に見舞われて、その後ほとんど仕事ができなくなり、職を離れた人がどれほどいることか。

また、国家公務員である自衛官の方々の中にも、職域接種後に健康被害を受け、退職を余儀なくされた事例があることを私どもは把握しております。

国民の生命と安全を守る勤務に従事してきた方々が、このような理不尽な状況に置かれている現実に対し、私どもは診療の現場で日々向き合いながら、心で泣かずにいられません。

私どもは診療の現場で、その苦しみと無念に日々直面しております。

被害届の提出すら困難な患者さんや、医療機関からの自発報告から漏れている症例も多数存在しているはずで、現在公表されている数字は、被害の全体像の一部にすぎず、氷山の一角である可能性が否定できません。

日常診療研究から明らかになったことは、コロナ後遺症とワクチン接種後症候群(ICHによる薬品副作用に関する国際用語集 MedDRAによる)には、慢性疲労、認知機能障害、循環器症状、自律神経症状など臨床的に共通する病態が数多く認められており、「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME/CFS)」の国際診断基準に適合する患者さんがあまりにもたくさんおられ、診療現場において両者の鑑別や診断は極めて重要な課題となっております。

特に、国民の大多数が複数回の mRNA ワクチン接種を受けている現状を踏まえますと、いわゆる「コロナ後遺症」と診断されている症例の中にも、ワクチン接種後の影響が関与している可能性について、慎重かつ継続的な検証が必要であると考えております。

私どもは、「mRNA ワクチン接種後の重篤症例の被害者全面救済」を求める全国署名活動を現在展開しており、本日 2026 年 6 月 22 日時点で 24,000 筆を超える署名が寄せられており、mRNA ワクチン接種後の被害者救済を求める国民の賛同は着実に広がっています。

とりわけ深刻な問題は、mRNA ワクチン接種後の健康被害や副反応に関する現実が、現在に至るまで社会全体、とりわけマスメディアを通じて十分に共有・報道されていない点にあります。本来、あらゆる医薬品には副作用が存在し得る以上、その実態を正確に把握し、患者・医療従事者・行政・政治家・報道機関が共通認識として冷静に向き合うことは、医療の大前提であるはずで、副作用情報が適切に共有されなければ、現場の医師も適切な対応が困難となり、結果として患者さんは「理解されない」「診てもらえない」状況に置かれ、医療難民化してしまいます。

私どもは日々の診療現場で、そのような患者さんやご家族と向き合っておりますが、現実には起きているのは、「存在しないこと」にされ、声を上げてても社会から切り離されていくという極めて深刻な状況です。

しかしながら、検証のみでは、現在苦しんでいる患者さんやご遺族を救うことはできません。実態解明と並行して、被害者に対する救済制度の拡充、診療体制の整備、医療費等の支援拡充を進める必要があります。

そこで現在、私どもワクチン問題研究会は、mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済を求める国会請願の準備をしております。

つきましては、貴党が提出された「新型コロナ・mRNA ワクチン検証委員会設置法」と、今回私どもが要望する「mRNA ワクチン接種後健康被害者の実態把握と被害者全面救済」に関する請願を、一体的な課題としてご検討いただけますと幸いです。

また、本会期中の請願提出に向け、貴党所属の衆議院・参議院議員の中で、紹介議員をお引き受けいただける先生をご紹介賜れますようお願い申し上げます。

本問題を超党派で取り組むべき国家的課題としてご認識いただき、mRNA ワクチン接種後健康被害の実態解明と被害者全面救済の実現に向けてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

本件は、単なる政治課題ではなく、現在進行形で苦しんでいる国民の命と生活に直結する国家的責務であることから、ぜひ国民に対し、現状と今後の対応方針について誠実にご説明いただきたく、下記お問い合わせ事項につきましてご教示賜れますと幸甚に存じます。

【お問い合わせ事項】

1. 当研究会が準備しております「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済」に関する請願について、ご協力いただけるか
2. 本国会において、「新型コロナ・mRNA ワクチン検証委員会設置法」の再提出・修正提出等をご検討されているか
3. 本国会において、「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済」に関連する法案提出をご検討されているか
4. 現在増加している予防接種健康被害救済制度の認定件数や、ワクチン接種後の遷延症状を抱える重篤な患者さんの実態を踏まえ、今後どのような救済制度拡充をご検討されているか

改めまして、今なお、mRNA ワクチン接種後の健康被害に苦しみ、人生を大きく変えられてしまった患者さんやご遺族が数多く存在しております。私どもは、診療の現場でその現実に日々向き合っており、現行制度だけでは救えない方々が確かにおられることを痛感しております。

その方々にとって必要なのは、政治的対立ではなく、事実に基づく検証と具体的な救済です。

ワクチン接種後に突然健康が奪われ、日常生活を破壊され、理不尽な闘病生活を余儀なくされている数知れない被害者の方々の救済を、そしてそれらの患者さんに向き合う医療者にこの国に希望があることをぜひ示していただきたい。その切なる願いを込め、伏してお願い申し上げます。

なお、本国会での請願提出を目指しております関係上、可能でございましたら1週間後の6月29日(月)までにご回答をいただけますと幸甚に存じます。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

2026 年 6 月 22 日

医療法人社団それいゆ会 理事長
一般社団法人ワクチン問題研究会 業務執行理事
医師 児玉 慎一郎

医療法人社団 心 理事長
一般社団法人ワクチン問題研究会 業務執行理事
医師 藤沢 明徳

件名:「コロナワクチン健康被害救済法案」に関する今後の取り扱いについて

拝啓

立憲民主党の先生方におかれましては、国民の命と暮らしを守るため、日々国政の最前線でご尽力されておりますことに、深く敬意を表します。

私は兵庫県宝塚市で地域医療に従事しております医師の児玉慎一郎と申します。

日々、診療の現場で患者さんと向き合う一人の医師として、貴党が 2023 年 6 月 14 日に衆議院へ提出された「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案」(通称:コロナ後遺症対策推進法案)ならびに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案」(通称:コロナワクチン健康被害救済法案)は、私ども医療現場に身を置く者にとって、まさに希望とも言える決定的な重要法案でした。

しかしながら、青天の霹靂。衆議院解散に伴い審議未了廃案となったことは、現場で苦しむ患者さんと向き合ってきた私たちにとって、あまりにも大きな衝撃であり、心は奈落の底に突き落とされ、深い失望を覚えました。

それでもなお、貴党がコロナ後遺症およびコロナワクチン接種後健康被害の実態解明と迅速な被害者救済の必要性を真摯に受け止め、法制化に取り組まれてきたことに対して、心より敬意を表しております。

私は現在、地域医療に従事するとともに、mRNA ワクチン接種後に遷延する症状に苦しむ患者さんに適切な医療を届けるべく、日常診療のかたわら被害者救済に向けた研究活動を続けております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防を目的として、2021 年 2 月 14 日に特例承認された Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤(以下「mRNA ワクチン」)は、国策として全国的に接種が推進され、国民の 80%以上が少なくとも 2 回以上接種を受け、65歳以上の高齢者については約 80%が 4 回以上接種を受けたとされています。

その一方で、mRNA ワクチン接種後に重篤な健康被害を訴える事例が相次いで報告されており、予防接種後副反応疑い報告制度に基づく医療機関からの自発報告件数は総数 67,000 件以上(2026 年 2 月 20 日厚生労働大臣記者会見発言)、2024 年 8 月 4 日時点で、厚生労働省に医療機関から自発報告された副反応疑い報告のうち、重篤症例は 9,325 件以上、死亡症例は 2,314 件に達しています。しかしながら、なぜか 2024 年 8 月 4 日報告分以降の総数と重篤症例数については、厚生労働省ホームページ上で正確な集計状況を把握することが極めて困難となっております。

さらに、2026 年 5 月 15 日時点における予防接種健康被害救済制度の認定件数は 9,476 件、うち死亡認定は 1,070 件に達しており、これは過去 45 年間の国内全ワクチン被害認定件数と比較しても前例のない極めて異例の規模となっております。

一方では、障害年金については、1,119 件の申請のうち、223 件の認定にとどまっており、多くの患者さんたちが未だ十分な救済に至っていない深刻な実態があります。

実際の診療現場では、mRNA ワクチン接種後に就労不能や寝たきりとなるなど、年齢を問わず日常生活に重大な支障をきたし、長期療養を余儀なくされている重篤な患者さんが現在も継続的に受診されています。こうした現実を前に、患者さんの救済と社会的認知の必要性を強く感じております。

学校にも行けない、中学生や高校生、大学生がどれほどいることか、
医師・看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者は、ワクチン接種開始当初からほとんど強制的にワクチンを接種され、副作用に見舞われて、その後ほとんど仕事ができなくなり、職をはなれた人がどれほどいることか、その理不尽な実態に心で泣かずにいられません。
私は診療の現場で、その苦しみと無念に日々直面しております。

被害届の提出すら困難な患者さんや、医療機関からの自発報告から漏れている症例も多数存在しているはずで、現在公表されている数字は、被害の全体像の一部にすぎず、氷山の一角である可能性が否定できません。

日常診療研究から明らかになった事は、コロナ後遺症とワクチン接種後症候群(ICH による薬品副作用に関する国際用語集 MedDRA による)には、慢性疲労、認知機能障害、循環器症状、自律神経症状など臨床的に共通する病態が数多く認められており、「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME/CFS)」の国際診断基準に適合する患者さんがあまりにもたくさんおられ、診療現場において両者の鑑別や診断は極めて重要な課題となっております。

特に、国民の大多数が複数回の mRNA ワクチン接種を受けている現状を踏まえますと、いわゆる「コロナ後遺症」と診断されている症例の中にも、ワクチン接種後の影響が関与している可能性について、慎重かつ継続的な検証が必要であると考えております。

そのような中、貴党が立案・提出された「コロナワクチン健康被害救済法案」では、「健康被害認定審査体制の充実、審査状況に関する適時・適切な情報提供、有効性および安全性に関する情報収集・調査研究の推進、非接種者への不当な差別防止」等が施策として盛り込まれており、実態解明とともに、現在公表されているワクチン接種後の健康被害に苦しむ患者さん、さらにはワクチン接種後死亡者および死亡者遺族の実態を踏まえた、この問題の抜本的解決に必須の歴史的法案であると認識しております。

私どもは、「mRNA ワクチン接種後の重篤症例の被害者救済」を求める全国署名活動を現在展開しており、2026 年 5 月 27 日時点で 18,700 筆を超える署名が寄せられており、ワクチン接種後の被害者救済を求める国民の賛同は広がっています。

一方で、貴党ご提出の本法案につきましては、その後の具体的な進捗状況や現在の国会における位置付け、今後の対応方針等について、国民に十分周知されているとは言い難い状況にあるものと感じております。

とりわけ深刻な問題は、新型コロナワクチン接種後の健康被害や副反応に関する現実が、現在に至るまで社会全体、とりわけマスメディアを通じて十分に共有・報道されていない点にあります。

本来、あらゆる医薬品には副作用が存在し得る以上、その実態を正確に把握し、患者・医療従事者・行政・政治家・報道機関が共通認識として冷静に向き合うことは、医療の大前提であるはずです。副作用情報が適切に共有されなければ、現場の医師も適切な対応が困難となり、結果として患者さんは「理解されない」「診てもらえない」状況に置かれ、医療難民化してしまいます。

私は日々の診療現場で、そのような患者さんやご家族と向き合っておりますが、現実には、「存在しないこと」にされ、声を上げてても社会から切り離されていくという極めて深刻な状況です。

だからこそ、貴党が提出された本法案は、本来、被害実態の把握と救済に向けた重要な第一歩であったはずですが、にもかかわらず、その後の進展や方針が国民に十分示されないままでは、被害者の方々から見れば、「法案だけ提出され、置き去りにされた」と受け止められかねません。

本件は、単なる政治課題ではなく、現在進行形で苦しんでいる国民の命と生活に直結する問題であることから、ぜひ国民に対し、現状と今後の対応方針について誠実にご説明いただきたく、下記お問い合わせ事項につきましてご教示賜れますと幸甚に存じます。

【お問い合わせ事項】

1. 「コロナワクチン健康被害救済法案」の現在の取り扱い状況について
2. 本国会にて、法案の再提出・修正提出等をご検討されているかについて
3. 現在増加している予防接種健康被害救済制度の認定件数や、ワクチン接種後の遷延症状を抱える重篤な患者さんの実態を踏まえ、今後どのような救済制度拡充を検討されているかについて

改めまして、今なお、コロナワクチン接種後の健康被害に苦しみ、人生を大きく変えられてしまった患者さんやご遺族が数多く存在しております。私自身、診療の現場でその現実に日々向き合っており、現行制度だけでは救えない方々が確かにおられることを痛感しております。

今こそ、「コロナワクチン健康被害救済法案」は、被害者救済と実態解明のために、成立させるべき法案であると強く確信しております。

ワクチン接種後に突然健康が奪われ、日常生活を破壊され、理不尽な闘病生活を余儀なくされている数知れない被害者の方々の救済を、そしてそれらの患者さんに向き合う医療者にこの国に希望があることをぜひ示していただきたい。

その切なる願いを込め、伏してお願い申し上げます。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

2026 年 5 月 27 日
医師 児玉慎一郎